

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
令和3年度海外学会等参加支援プログラム募集要項
（令和3年度追加募集）

海外で開催される国際学会、シンポジウム、研究集会（以下「海外学会」という。）へ研究発表のため参加予定の筑波大学（以下「本学」という。）の学生で、海外学会等参加支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

なお、本学学生が海外渡航を行う場合は、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、危険情報、感染症危険情報の両方が「レベル1」以下に緩和されること、渡航先国がビザを発給し、協定校プログラムの受入れが可能となるなど学生の安心・安全を最優先に実施されることを前提に募集するものとし、海外渡航時期に至っても「レベル1」以下に緩和されないなどの場合は、本募集要項8項（4）の規定により採択された案件を取消しとします。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により学生の海外渡航（留学、派遣）ができない場合において、特別措置として、オンライン形式による海外大学等の授業受講、海外学会や海外研修に参加している場合は、経費補助金を支給します。詳細については別紙「ONLINE募集概要」を参照願います。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす者とし、

- (1) 令和3年12月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者とし、海外学会へ原則として2週間以内の期間参加する者。
ただし、学群学生は大学院進学を予定している者が望ましい。
なお、次の者は申請できません。
 - ・渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者。
 - ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生。
- (2) 参加する海外学会で、口頭発表、ポスターセッション（発表）など研究発表を必ず行う者。
- (3) 支援学生が海外学会へ参加して研究発表を行うことについて、所属する教育組織の長の承認を得られている者。

2 対象期間

原則として、支援対象となる海外学会の開催期間は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの間とします。

3 採用人数

令和3年度募集は120人程度を予定しています。

4 支援金の支給内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費の一部として上限15万円とし、地域指定額（東アジア5万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州10万円、その他15万円）を支給します。

なお、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用可能な外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。（外部資金を使用する場合は、外部資金申請時又は採用時の使用目的等に合致するか否かを十二分に確認してください。）

また、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取消すものとします。

さらに、採択後に、辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。

おって、採択後に、渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりません。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外務省危険情報、感染症危険情報が「レベル1」以下に緩和されずに海外渡航が中止（取消し）となった際に発生するキャンセル料の支給は行わないので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。

外国人留学生のうち国費留学生が出身国で開催される海外学会に参加する場合は、帰国旅費支給と同等の旅費支給となるため支援金支給の対象となりません。

5 出願に必要な書類

- (1) 海外学会等参加支援プログラム申請書（様式1）
- (2) 参加する学会等の開催日程を記した書類（パンフレット等）

支援学生は、上記（1）、（2）の電子版を事前に所属の教育組織の長に提出してください。

なお、具体の提出方法、提出先は支援室などにより異なる取扱いとなっておりますので、必ず学類事務室、専攻事務室又は支援室などで確認してください。

6 出願書類提出期限及び提出先

支援学生の所属する教育組織の長は支援学生が所属する教育組織ごとに申請書を取りまとめ、複数の申請がある場合は必ず推薦順位を付して、出願に必要な書類を令和3年10月20日（水）17時までに支援学生の所属する教育組織の対応エリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ電子版で提出してください。

なお、支援学生にあっては、学類事務室、専攻事務室などの提出締切日が早目に設定され

ている場合がありますので、確認のうえ期限内に提出してください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う書類審査の結果により選考を行い、採否については学長が決定後、支援学生の所属する教育組織の長へ通知します。

なお、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取消すことがあります。（申請と異なる海外学会出席へ変更することはできません。）

8 その他

(1) 出願書類の様式は、専用のウェブサイトからダウンロードが可能です。

(<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/go-abroad-stay/scholarship/#habatake>)

(2) 支援学生は、所属する教育組織の長の確認を得て帰国後2週間以内に海外学会等参加支援プログラム報告書(様式2)を、支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

(3) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIP(Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner)への登録を必須とします。TRIP登録がない場合は、支援金の支給を行いません。

(4) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険(学研災)の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が発出されます。

(5) 科学研究費補助金を獲得している日本学術振興会特別研究員など既に旅費を持っている本学正規学生からの申請は可能ですが、海外学会等参加支援プログラムの支援事業がより多くの学生の海外渡航を促進して、潜在的な留学希望があるが経済的に余裕のない学生の海外渡航(海外学会等参加)を支援するという趣旨に則り、選考を行う際に上記のような旅費を獲得していない留学希望者を優先します。

(6) 海外学会へ参加して研究発表を行う海外派遣で単位取得を伴うものを採択します。

9 本件に関する問合せ先

○学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院

○学生部学生交流課(海外留学)

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp